

○令和8年度及び令和9年度においてみなかみ町が発注する建設工事及び建設工事に係る調査・測量・コンサルタント等の委託業務並びに物件の製造契約及び物件の購入契約並びにその他の契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等に関する告示

令和3年9月16日  
告示第136号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、みなかみ町が発注する建設工事(建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。)及び建設工事に係る調査・測量・コンサルタント等の委託業務(以下「委託業務」という。)並びに物件の製造契約及び物件の購入契約並びにその他の契約(以下「物件の製造等の契約」という。)に係る一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格(以下「資格」という。)及び資格の有無に関する審査(以下「資格審査」という。)の申請方法等を次のとおり定める。

1 競争入札に参加することができる者は、次に掲げる契約の区分に応じ、当該区分に掲げる要件に該当する者とする。

(1) 建設工事の請負契約

- ア 法第3条第1項本文の規定により、法別表第1の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる建設業の許可を受けた者であること。
- イ 別表第1に掲げる建設工事の種類ごとに、法第27条の29第1項に規定する総合評定値による客観的事項の審査を受けた者であること。
- ウ 納付すべき税(市区町村税、法人税(法人の場合)、所得税(個人の場合)、消費税及び地方消費税)を完納している者であること。

(2) 委託業務に係る契約

- ア 令第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定に該当しない者(被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。)
- イ 令第167条の4第2項各号に該当することにより資格を取り消された者にあつては、資格を付与しないこととされた期間を経過した者
- ウ 別表第2の左欄に掲げる委託業務の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる者又は当該業務の実績を有する者であること。ただし、法令で登録が義務付けられている委託業務については、当該登録を受けた者に限る。
- エ 納付すべき税(市区町村税、法人税(法人の場合)、所得税(個人の場合)、消費税及び地方消費税)を完納している者であること。

(3) 物件の製造等の契約

- ア 令第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定に該当しない者であること。
- イ 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当することにより資格を取り消され、又は資格を付与しないこととされていない者であること。
- ウ 法令の規定により、その営業に関して必要な許可、認可、登録等を受けている者であること。
- エ 納付すべき税(市区町村税、法人税(法人の場合)、所得税(個人の場合)、消費税及び地方消費税)を完納している者であること。

2 資格審査の申請方法等

(1) 申請の方法

資格審査を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、電子情報処理組織(町長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用して資格審査の申請(以下「電子申請」という。)を町長に行わなければならない。

(2) 申請の受付期間

- ア 電子申請の受付期間は、2年に1回町長が指定した日とする。
- イ アの期間以外における電子申請については、町長が必要と認めた場合、申請期限後においても追加の申請をさせることができる。

(3) 電子申請に係る添付書類

電子申請に係る添付書類は、別表第3に掲げるところによる。ただし、町長が必要と認める場合は、同表に掲げるもののほか必要な書類の添付を求めることができる。

(4) 提出先

別表第3中において、他団体と共通のものについては前橋市大手町1丁目1番1号群馬県庁県土整備部建設企画課内群馬県CALS/EC市町村推進協議会とし、町独自のものについてはみなかみ町後閑318番地みなかみ町役場財政課とする。

(5) 電子申請に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

- (6) 電子申請に使用できる漢字は、JIS第1水準及び第2水準とし、申請内容においてこれ以外の漢字を使用している場合は、使用できる他の漢字又は平仮名に置き換えるものとする。
- 3 共同企業体による資格審査の申請等  
共同企業体による資格審査の申請については、町長が必要と認めた場合に受け付けるものとする。この場合において、競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格を認定するための資格審査の申請の方法、受付期間その他必要な事項については、町長が別に定める。
- 4 資格審査の結果通知等  
(1) 町長は、申請者に対し、資格審査の結果を電子情報処理組織を使用して通知するものとする。  
(2) 町長は、申請者が入札参加資格を有すると認定したときは、速やかにその結果を公表するものとする。
- 5 申請内容の変更の届出  
電子申請後、その内容に変更があったときは、遅滞なく電子情報処理組織を使用して町長に届け出るとともに当該変更に係る添付書類を2(2)イに準じて提出しなければならない。
- 6 入札参加資格の取消し等  
競争入札に参加しようとする者又は現に入札参加資格を有する者が次のいずれかに該当するとき又は該当するに至ったときは、その者の電子申請を却下し、又はその者の入札参加資格を取り消し、若しくは相当の期間その資格を停止することができる。  
(1) 申請内容及び添付書類の記載事項を故意に偽ったとき。  
(2) 建設工事において法第29条の規定により建設業者の許可を取り消されたとき。  
(3) 営業を廃止又は休止したとき。  
(4) 令第167条の4に規定する次の事項に該当したとき。  
ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者であるとき。  
イ 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。  
ウ 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。  
エ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。  
オ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。  
カ 正当な理由が無く契約を履行しなかったとき。  
キ イからカまでの一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- 7 申請情報の取扱い  
(1) 各申請者から申請された内容(以下「申請情報」という。)について、資格審査後、その一部(本社、委任先営業所の基本情報(商号又は名称、所在地、代表者氏名及び電話番号)及び工種、業種又は営業品目等)について公開するものとする。  
(2) 申請情報について、暴力団との関係の有無を関係機関に照会することがある。
- 8 建設工事の入札参加資格を有する者(以下「工事有資格業者」という。)は、資格審査申請後に経営事項審査の更新を行った場合は、その写しを提出するものとする。
- 9 工事有資格業者は、一度審査を受けた建設工事の種類について、合併や事業譲渡等の場合を除き、その資格の有効期限内において再度審査を受けることはできないものとする。
- 10 工事有資格業者は、資格審査後、1(1)ア又はイのいずれかの要件を満たすことができなくなった場合、その時点で競争入札に参加できないものとする。
- 11 指名競争入札に付する場合における業者の選定に当たっては、みなかみ町建設工事請負業者選定要綱(平成17年告示第8号)によるものとする。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この告示は、令和3年10月1日から施行する。  
(令和2年度及び令和3年度においてみなかみ町が発注する建設工事、建設工事に係る調査・測量・コンサルタント等の委託業務並びに物件の製造契約及び物件の購入契約並びにその他の契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格に関する告示の廃止)
- 2 令和2年度及び令和3年度においてみなかみ町が発注する建設工事、建設工事に係る調査・測量・コンサルタント等の委託業務並びに物件の製造契約及び物件の購入契約並びにその他の契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格に関する告示(平成29年告示第94号)は、廃止する。  
(経過措置)
- 3 この告示の施行の際現に廃止前の令和2年度及び令和3年度においてみなかみ町が発注する建設工事、建設工事に係る調査・測量・コンサルタント等の委託業務並びに物件の製造契約及び物件の購入契約並びにその他の契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格に関する告示により競争入札に参加する資格を有する者として認定を

受けている者は、この告示の施行の日から令和4年3月31日までの間に限り、この告示による競争入札に参加する資格を有する者として登録を受けている者とみなす。

- 4 前項の規定により競争入札に参加する資格を有する者として認定を受けている者とみなされた者に係る申請事項に変更があった場合における手続は、なお従前の例による。

附 則(令和5年3月31日告示第70号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年9月25日告示第135号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年10月2日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に改正前の令和4年度及び令和5年度においてみなかみ町が発注する建設工事、建設工事に係る調査・測量・コンサルタント等の委託業務並びに物件の製造契約及び物件の購入契約並びにその他の契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格に関する告示により競争入札に参加する資格を有する者として認定を受けている者は、この告示の施行の日から令和6年3月31日までの間に限り、この告示による競争入札に参加する資格を有する者として登録を受けている者とみなす。

- 3 前項の規定により競争入札に参加する資格を有する者として認定を受けている者とみなされた者に係る申請事項に変更があった場合における手続は、なお従前の例による。

附 則(令和7年8月6日告示第94号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に改正前の令和6年度及び令和7年度においてみなかみ町が発注する建設工事、建設工事に係る調査・測量・コンサルタント等の委託業務並びに物件の製造契約及び物件の購入契約並びにその他の契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格に関する告示により競争入札に参加する資格を有する者として認定を受けている者は、この告示の施行の日から令和8年3月31日までの間に限り、この告示による競争入札に参加する資格を有する者として登録を受けている者とみなす。

- 3 前項の規定により競争入札に参加する資格を有する者として認定を受けている者とみなされた者に係る申請事項に変更があった場合における手続は、なお従前の例による。

#### 別表第1

##### 建設工事の種類

土木一式工事 管工事 ガラス工事 さく井工事	建築一式工事 タイル・れんが・ブロック工事 塗装工事 建具工事	大工工事 防水工事 水道施設工事	左官工事 内装仕上工事 消防施設工事	とび・土工・コンクリート工事 鋼構造物工事 機械器具設置工事 清掃施設工事	石工事 舗装工事 熱絶縁工事 解体工事	屋根工事 しゅんせつ工事 電気通信工事	電気 板金工 造園工
---------------------------------	--	------------------------	--------------------------	--	------------------------------	---------------------------	------------------

#### 別表第2

##### 委託業務の種類等

業務の種類	必要な登録等
測量業務	測量法(昭和24年法律第188号)第55条の規定により登録を受けている者
建築関係建設コンサルタント業務	建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定により登録を受けている者
建設コンサルタント業務	建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)第2条の規定により登録を受けている者
地質調査業務	地質調査業者登録規程(昭和52年建設省告示第718号)第2条の規定により登録を受けている者
補償コンサルタント業務	補償コンサルタント登録規程(昭和59年建設省告示第1341号)第2条の規定により登録を受けている者
不動産鑑定評価業務	不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)第22条の規定により登録を受けている者
土地家屋調査業務	土地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)第8条の規定により登録を受けている者
司法書士業務	司法書士法(昭和25年法律第197号)第8条の規定により登録を受けている者
計量証明業務	計量法(平成4年法律第51号)第107条の規定により登録を受けている者
その他の業務	町長が別に定める者

#### 別表第3

##### 添付書類

番号	種類	様式等	建設工事	委託業務	物件購入等
1	納税証明書 (市区町村税、法人税(法人の場合)、 所得税(個人の場合)、消費税及び地方消費税に係るもの)	発行官公庁の定めた様式による。(写し可)	○	○	○
2	ISO9000シリーズ登録証 ISO14000シリーズ登録証	財団法人日本適合性認定協会又は認定された審査登録機関が発行した登録証の写し		○	○
3	障害者雇用状況報告書 (障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。)第43条第7項に規定する者のみ)	障害者雇用促進法により公共職業安定所の長に提出した障害者雇用状況報告書の写し	○		
4	営業所一覧表	建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)様式第1号別紙2又は同規則様式第22号の2第2面など、許可権者に提出した副本の写し及び許可権者の受付印が押された表紙の写し	○		
5	登記事項証明書 (法人のみ)	法務局の発行した証明書(写し可)	○	○	○
6	身分証明書 (個人のみ)	本籍のある市町村が発行したもので住所の表記があるもの(写し可)	○	○	○
7	工事経歴書	建設業法施行規則様式第2号	○		
8	技術職員名簿	建設業法施行規則様式第25号の11別紙2	○		
9	測量等実績調書	ぐんま電子入札共同システムポータルサイトに掲載されている(以下「掲載」という。)様式第1号		○	
10	技術者経歴書	掲載様式第2号		○	
11	直前2年分の財務諸表 (法人のみ)	任意の様式		○	○
12	直前2年分の確定申告書等 (個人のみ)	青色申告書又は白色申告書の写し		○	○
13	登録証明書等	発行登録官署が発行する登録証明書等の写し(建設コンサルタント、補償コンサルタント及び計量証明事業の登録を受けている場合は、「部門」が明記されたものの写し)		○	
14	技術者に関する免許及び健康保険証	発行登録官署の定めた様式の写し及びその者に係る健康保険証の写し		○	
15	行政書士委任状	群馬県CALS/EC市町村推進協議会が定めた様式	○	○	○
16	営業に必要な証明書等	許可等を行った官署が発行する証明書等の写し			○
17	適切な保険等への加入を証明する資料	経営事項審査結果通知書の記載内容と社会保険の加入実態が異なる場合は、その実態を証明する資料の写し	○		
18	委任状	任意の様式(委任者及び受任者の氏名並びに委任内容等を記載したもの)	○	○	○
19	企業の取組に関する調書(町内業者のみ)	別記様式	○		

別記様式

(令5告示135・全改)

別記様式

企業の取組に関する調査書

年 月 日

みなかみ町長

様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

④

次のとおり申告します。

なお、申告した事項について、みなかみ町が事実確認することについて承諾します。

1. みなかみ町民の雇用状況

総役員・従業員数 (①、②及び町外者を含む)	①総役員・従業員数のうち 町民である正規社員の人数	②総役員・従業員数のうち 町民である非正規社員等の人数
人	人	人

名簿（①及び②に該当する者を記載）

氏名	住所	生年月日	正・非の別
			正・非

1 「正・非」欄は、正規（正社員（役員の場合は常勤））、非正規（パート等（役員の場合は非常勤））に○をすること。

2 ①、②及び名簿には、申請日時点でみなかみ町に住民登録のある者について記入すること。

2. みなかみ町消防団員の雇用状況

氏名	生年月日	所属分団・部

みなかみ町消防団に所属する団員（本団役員含む）を記入すること。

3. みなかみ町と契約した除雪業務委託の状況

契約名または契約路線名	契約締結年月日

申請日時時点で有効な契約書等の写しを添付すること。

4. 災害応急対応業務に関する協定

下記に該当する場合、□にレ印を記入すること。

みなかみ町と災害協定を締結している又はみなかみ町と災害協定を締結している団体に加盟している。

適格審査を行う年の前年及び前々年の2年間において、みなかみ町の要請に基づき、特定家畜伝染病発生時における埋却処分等へ協力した。

5. 労働災害防止のための取組み

下記に該当する場合、□にレ印を記入すること。

建設業労働災害防止協会群馬県支部に加入している。

(建設業労働災害防止協会群馬県支部が発行する加入証明書の写しを添付すること。)

適格審査を行う年の前年及び前々年の2年間において、建設業労働災害防止協会群馬県支部が実施した講習等を受講した。

(建設業労働災害防止協会群馬県支部が実施した技能講習修了証等の写しを添付すること。)

※ 行が足りない場合には、適宜挿入すること。

(挿入に替えて別紙を添付しても構わない。ただし必要事項をもれなく記入すること。)